

石川県公報

平成 26 年 12 月 2 日 (火曜日)

号 外

(第 97 号)

目 次

目	次
選挙管理委員会	
○衆議院小選挙区選出議員選挙（石川県第1区）における選挙の開票事務及び選挙会事務	1
○衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任	1
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者の選任	2
○最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の様式	2
○最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙の様式	2
○衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等の提出場所	3
○衆議院小選挙区選出議員選挙において市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に候補者がポスターの掲示をすることができる日	3
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第1区選挙長	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	4
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第2区選挙長	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	4
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第3区選挙長	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	4

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第123号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（石川県第1区）において、当該選挙の開票事務と選挙会事務を併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

平成26年12月2日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第124号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定により選挙長及び選挙分会長を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定によりそれらの者の職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成26年12月2日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

1 衆議院小選挙区選出議員選挙

区 分	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石川県第1区	石川県白山市鶴来大国町西 671番地	小 堀 幸 穂	石川県金沢市辰巳町口12番地 2	林 孝 雄
石川県第2区				
石川県第3区				

2 衆議院比例代表選出議員選挙

区 分	選 挙 分 会 長		選挙分会長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石 川 県 選 挙 分 会	石川県金沢市玉川町10番18号	中 島 秀 雄	石川県金沢市芳斉1丁目14番5号	太 田 大 樹

石川県選挙管理委員会告示第125号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項の規定により審査分会長を、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により審査分会長の職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、告示する。

平成26年12月2日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

区 分	審 査 分 会 長		審査分会長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石 川 県 審 査 分 会	石川県金沢市窪5丁目72番地	坂 井 美 紀 夫	石川県金沢市辰巳町口12番地2	林 孝 雄

石川県選挙管理委員会告示第126号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の様式を、次のとおり定めた。

平成26年12月2日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

						×を 書か 欄 裁 判 官 の 名	(注) 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に×を書くこと。 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。	平成二十六年執行 最高裁判所裁判官 国民審査投票 石川選挙管理委員会 石川選挙管理委員会 石川選挙管理委員会
--	--	--	--	--	--	--	--	---

石川県選挙管理委員会告示第127号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査の点字による投票を行う場合の投票用紙の様式を、次のとおり定めた。

平成26年12月2日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

平成二十六年執行
最高裁判所裁判官
国民審査投票

石川選挙管理委員会
理事
川原 委員
県管員

石川県選挙管理委員会告示第129号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選挙名	衆議院小選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙
日 時	平成26年12月2日 午後6時30分	平成26年12月4日 午後2時
場 所	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁	石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）

石川県選挙管理委員会告示第130号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等に関する提出は、次の場所で受け付ける。

平成26年12月2日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

期 日	受 付 場 所
平成26年12月2日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室（行政庁舎11階）
平成26年12月3日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課（行政庁舎5階）

石川県選挙管理委員会告示第131号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に、候補者がポスターの掲示をすることができるとを平成26年12月2日からと定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年12月2日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区
選挙長 小 堀 幸 穂

期 日	受 付 場 所
平成26年12月2日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室(行政庁舎11階)
平成26年12月3日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課(行政庁舎5階)

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区
選挙長 小 堀 幸 穂

期 日	受 付 場 所
平成26年12月2日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室(行政庁舎11階)
平成26年12月3日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課(行政庁舎5階)

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区
選挙長 小 堀 幸 穂

期 日	受 付 場 所
平成26年12月2日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室(行政庁舎11階)
平成26年12月3日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部市町支援課(行政庁舎5階)